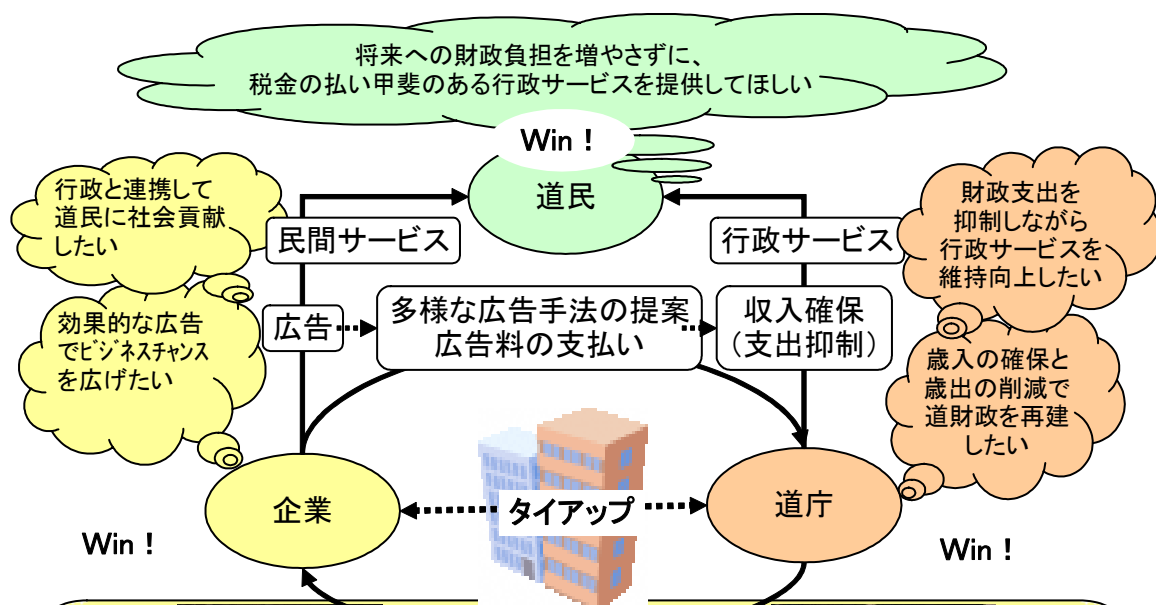


庁舎等道有施設を活用した広告事業に関するタイアップ事業提案の募集について

区分	内容
政策テーマ	庁舎等道有施設を活用した広告事業
提案企業等の活動要件	民間企業等が、本庁舎ロビー等の空きスペースを広告媒体として活用し、多様な手法による広告活動を提案し、実施する。
提案のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 本庁舎道民ホール等の空間を3次元でとらえ、どの場所を、どのような手法で広告媒体として活用するかという包括的な提案を募集します。 企業名を表示して広く来庁者や道民の利便の向上に資する設備・サービスを提供するなど、社会貢献活動を通じて企業のイメージアップを図る広告手法の提案も募集の対象とします(ただし、寄附・寄贈のみの申込みは募集対象となりません)。
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> 庁舎は行政財産であり、道民の財産であることを踏まえ、1企業の提案をもって直ちに当該企業を選定することが適当でないとする場合は、提案されたアイデアに基づく公募となります。 庁舎の空きスペース等を活用し、職員・来庁者の通行や緊急時の避難など、庁舎本来の機能を損なわないこと、現状回復が可能であることが要件となります。
所管部課名 (お問合せ先)	総務部行政局財産課企画調整係 (電話:011-204-5789 FAX:011-232-1139 e-mail:somu.zaisan1@pref.hokkaido.lg.jp)

【庁舎等道有施設を活用した広告事業に関するタイアップ事業の提案イメージ】



媒体(スペース)・機会

- ・エレベーター内企業広告(H18.10～)
- ・防災対応型自動販売機(H18.12～)
(道との協定に基づき企業が運営)
- ・コーヒーショップ(H18.11～)
(公募企業が運営)
- ・木のショールーム(H19.3～)
(公募により提供された道産木材家具の展示)

【提案のイメージ】

- ・地域情報を発信する大型モニターを設置し、CM広告料で運営してはどうか
- ・開放的なロビー空間を活かして、もっと魅力的な広告手法を提案したい
- ・来庁者の方々に、我が社が開発した新しい通信技術を提供し、体験してほしい
etc...